

令和5年度監査結果報告書

定期（工事）監査結果報告

令和6年2月

荏田町監査委員

目 次

I	定期監査（工事監査）	2
第1	監査の概要	2
1	監査の種類及び対象	2
2	監査の着眼点	2
3	監査の重点項目	2
4	監査の方法	2
5	監査の実施期間及びヒアリング等	2
第2	監査の結果	3
1	監査結果の概要	3
2	監査の意見	3

I 定期監査（工事監査）

第1 監査の概要

1 監査の種類及び対象

地方自治法第199条第1項の規定及び苅田町監査基準に基づき、令和4年度に町が実施した工事（一部令和5年度への繰越し分を含む）から随意契約及び契約変更のあった5件を抽出し監査を実施した。

- ① 小波瀬西工大前駅自転車駐車場解体工事（建設課）
- ② 丸山池浚渫工事（建設課）
- ③ 松原地区污水管渠築造（第2工区）工事（上下水道課）
- ④ 磯浜ポンプ場No.2ポンプ整備（上下水道課）
- ⑤ 緑ヶ丘A公園整備工事（都市計画課）
- ⑥ 各工事（5件）に係る入札・契約・検査事務（財政課）

2 監査の着眼点

対象工事に係る設計や入札、契約、施工、管理、検査等について次の観点で実施した。

- ① 法令に従って適正に執行されているか
- ② 経済的で、効率的かつ効果的に執行されているか

3 監査の重点項目

工事に係る工事請負契約及びその他事務の妥当性について

4 監査の方法

各事務フローで想定されるリスクについて、関係法令やマニュアル等に基づき適正に執行されているかを確認するため、提出書類の精査及び担当課のヒアリングを実施した。また、施工状況等を確認するため、⑤緑ヶ丘A公園整備工事について、担当課立会による現地視察を行った。

5 監査の実施期間及びヒアリング等

- ① 実施期間 令和5年11月15日～令和6年1月30日
- ② ヒアリング日程及び対象課

日 程			対象課	場 所
ヒアリング	1月16日	午前	建設課、上下水道課	苅田町役場 403会議室
		午後	都市計画課、財政課	
現地視察	1月16日	午後	都市計画課	緑ヶ丘A公園

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、工事請負契約の入札、契約、管理、検査等の事務フローにおける業務は法令や要綱等に基づいて概ね適正に執行されていた。

2 監査の意見

工事の監査の結果、概ね適正であったが、②丸山池浚渫工事、③松原地区污水管渠築造（第2工区）工事、④磯浜ポンプ場No.2 ポンプ整備、⑤緑ヶ丘A公園整備工事については、契約変更率が20%を超えていた。契約変更は、町の「工事設計契約変更事務取扱要綱」において、やむを得ず原設計を変更する必要がある場合に限られるものとされており、これまでも安易に契約変更することのないよう指摘してきたところである。このことを踏まえ、仕様書及び設計書作成にあたっては、綿密な調査を行って作成することが必要である。なお、工事に伴う構造物解体などで生じる金属類等是有価物となることがあるため、積算にあたっては留意する必要があると考える。

入札に関しては、②丸山池浚渫工事及び⑤緑ヶ丘A公園整備工事（いずれも指名競争入札）において、複数者の入札辞退が発生している。入札辞退の発生は競争性を確保できなくなり価格が高止まりする恐れがある。今後は入札辞退を抑制するために、価格設定の基となる積算を精査することなど何らかの対策を検討する必要があると考える。

現地監査（⑤緑ヶ丘A公園整備工事）に関しては、グラウンドの土が一部えぐれて側溝に流れ込み、土砂が堆積している箇所があった。また、新設したフェンス下の擁壁に小さな金属片が飛び出ている箇所があり、安全上の懸念がある。この2つの箇所については現地にて指摘を行ったが、今後何らかの対策を検討する必要があると考える。

以上より、工事請負契約においては、次の事項に留意し執行していただきたい。

- （1）仕様書及び設計書作成にあたって、細心の注意を払って作成し、可能な限り変更契約が生じないよう努められたい。また、工事に伴って生じる有価物の有無を精査し、適切な積算を行うよう努められたい。
- （2）入札辞退が発生しないよう効果的な対策を検討し、競争性を確保することに努められたい。